

○週休2日制の履行実績を工事の総合評価落札方式において評価する取組  
について（試行）

平成30年10月9日 30農振第2047号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

国営土地改良事業等の工事の実施にあたっては、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」（平成30年7月12日付け30農振第1316号農村振興局整備部設計課長通知）により、週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上を行ってきたところである。

こうした中で、建設業における働き方改革及び建設現場における週休2日の確保を一層推進する観点から、4週6休以上の現場閉所を行ったと認められた工事には「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」（以下「証明書」という。）を発行することとしており、今般、工事の総合評価落札方式において証明書の通知を受けた企業を評価する取組を下記により試行することとしたので、適切に実施願いたい。

記

1. 試行の対象

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農村振興局通知。以下「局長通知」という。）において定める標準B型、簡易I型又は簡易II型を適用する工事で試行するものとする。

2. 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、局長通知に定める評価項目に以下の項目を追加して評価するものとする。

評価項目		評価基準	評価点
企業評価	週休2日制の履行実績 管内直轄／過去1年間	「週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書」の通知を受けた実績あり。	1点

3. 評価方法

- (1) 技術提案資料を求める際に、証明書の写しを添付させるものとし、添付がない場合は評価しない。
- (2) 評価の対象は、入札公告日の前年度に証明書の通知を受けたものとする。
- (3) 共同企業体にあつては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていた場合に評価するものとする。

附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。